

原料米価格高騰対策緊急支援補助金

募集要領

令和8年1月

富山県農林水産部
市場戦略推進課

【申請書類等提出・問い合わせ先】

富山県農林水産部市場戦略推進課

電話番号：076-471-0969

E-mail : ashi.jyousenryaku@pref.toyama.lg.jp

I 本事業の概要

1 事業の目的

富山県産米を利用し、急激な原料米価格上昇の影響をうける米加工食品製造事業者の段階的な価格転嫁や販路開拓を支援し、本県食文化の維持・魅力向上、地域経済の活性化を図ることを補助金交付の目的とします。

2 事業事業者

富山県内に本社または主な事業所を有する次の者のうち(1)～(3)の要件をすべて満たす者

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者
- ・中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に定める組合等の法人
- ・農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農事組合法人
- ・個人事業主

[要件]

(1) 玄米または精米を主たる原料とする米加工食品等の製造事業者であること

- ・清酒等の酒類
- ・味噌等の調味料
- ・米菓等の菓子
- ・もち、だんご
- ・米穀粉・玄米粉など

※なお、当該米が米飯として流通し得ない用途に供する事業者の、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）の購入を補助するものであり、飲食業、弁当製造業、惣菜製造業及びこれらに類する事業者は、本事業の補助対象とはなりません。

例：加工用米（うるち）の弁当への使用は、用途対象外

(2) 価格転嫁及び販路開拓に係る経営安定化に向けた事業計画を策定すること

(3) 富山県の県税に滞納がないこと

※富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

3 事業内容

(1) 補助事業

補助金交付の対象となる事業は、補助事業者が令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）の玄米又は精米を購入する事業とします。

(2) 補助金の額

令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）の購入に要した経費をもとに、次の補助金額算出の考え方で算出する。ただし、1者あたりの補助限度額は5,000千円です。

（補助金額算出の考え方）

補 助 率	1／2以内 ※補助金申請額の総額が予算額を超過するときは、予算の範囲内で補助率を調整する場合があります。								
補助対象量	令和7年9月1日から令和8年3月31日までに取得及び支払いが完了する令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）のそれぞれの量 ※期間内に支払い及び受領が完了するものに限ります。 ※精米を購入した場合は、玄米換算したうえで、総量を計算してください。 ※補助事業者に関するグループの各企業（自社、親会社、子会社、関連会社および関係会社、グループ構成員等）間での取引にかかるものは、補助対象外となります。								
補助基準額	酒 造 好 適 米 : 200円/kg も ち 米 : 184円/kg 加工用米（うるち） : 184円/kg ※農協概算金の前年からの上昇分を参考に基準額を設定 <table border="1"><tr><td>主食用米（酒造好適米）</td><td>$+12,000\text{円} \div 60\text{kg} = 200\text{円/kg}$</td></tr><tr><td>主食用米（もち米）</td><td>$+11,000\text{円} \div 60\text{kg} = 184\text{円/kg}$</td></tr><tr><td>加工用米（もち米）</td><td></td></tr><tr><td>加工用米（うるち）</td><td></td></tr></table>	主食用米（酒造好適米）	$+12,000\text{円} \div 60\text{kg} = 200\text{円/kg}$	主食用米（もち米）	$+11,000\text{円} \div 60\text{kg} = 184\text{円/kg}$	加工用米（もち米）		加工用米（うるち）	
主食用米（酒造好適米）	$+12,000\text{円} \div 60\text{kg} = 200\text{円/kg}$								
主食用米（もち米）	$+11,000\text{円} \div 60\text{kg} = 184\text{円/kg}$								
加工用米（もち米）									
加工用米（うるち）									
補 助 金 額	補助対象量に補助基準額と補助率を乗じて算出した額※ (量 × 基準額 × 補助率1/2以内) ※ただし、令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）仕入れ総額×補助率1/2の範囲内								

- ・補助対象経費にかかる消費税および地方消費税は補助対象に含めません。
- ・補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。
- ・補助金申請額の総額が予算額を超過する場合は、補助率を調整するなど、按分その他の方法により予算の範囲内で交付します。

表1 補助対象の考え方

	補助対象	補助対象外
① 米の生産年	令和7年産	令和6年産以前のもの
② 米の産地	富山県産	他自治体産（富山県外産）
③ 米の形態	玄米または精米	碎米、割米、くず米
④ 米の区分	酒造好適米 もち米 加工用米（うるち）*	主食用米（うるち）

↑ 補助対象となるのは
①～④の全てを満たすもの

- ・急激な米価上昇の影響を直接うける「玄米」または「精米」が補助の対象となります。
- ・精米工程の副産物として発生し、小麦粉や輸入碎米などと同様に加工原料として価格が形成され、原料米価格上昇の影響が間接的である「碎米、割米、くず米」などの購入は、補助の対象になりません。

表2 令和7年産米（1等）農協概算金の状況（まとめ）

		農協概算金（円/俵）		
		R7年産	R6年産	前年比
主食用米				
うるち米	富富富	26,800	20,900	+ 5,900
	コシヒカリ	26,000	20,100	+ 5,900
	てんたかく	26,000	19,200	+ 6,800
	てんこもり	26,000	19,200	+ 6,800
	その他	25,500	18,700	+ 6,800
酒造好適米				
もち米	全銘柄	29,000	17,000	+12,000
	新大正糯	28,000	17,000	+11,000
	その他	27,200	16,200	+11,000
加工用米				
うるち米	全銘柄	20,000	9,000	+11,000
	もち米	20,000	9,000	+11,000

対象外

補助対象

- ・玄米・精米のうち、前年比で値上がり幅が特に大きい、主食用米（酒造好適米）、主食用米（もち米）、加工用米（うるち米）、加工用米（もち米）が補助の対象となります。
- ・相対的に値上がり幅が小さな主食用米（うるち）は、今回の補助の対象に含まれません。

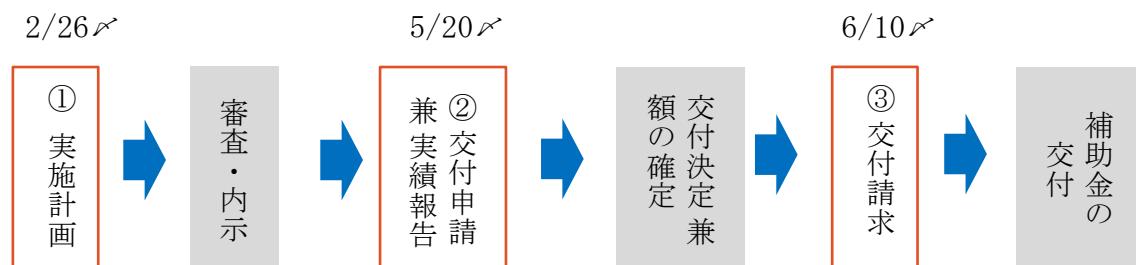
【留意点】

- 補助対象経費は、以下①～④の条件に適合するものです。
 - ① 補助事業として決定を受けた事業計画の内容に合致したもの
 - ② 補助事業者（交付決定を受けた者）が、対象期間内に取得及び支払いを完了したもの
 - ③ 本事業に係る経費が他の経費と明確に区分できるもの
 - ④ 支払いの事実を証明する証憑類（銀行振込受領書や通帳の写し等）が保管・整理されているもの（支払いの事実に関する客観性を担保するため、原則として支払いは銀行振込によるものとします。）
- 実績報告の検査において妥当性が認められない経費は、補助対象から除外します。
- 検査の際に、事業内容や経理処理等で不明な点があった場合、申請事業の従事者や従業員、構成員等、関係者の方にヒアリングする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。また、補助事業の関係先（取引先、委託先など）に補助事業に係る取引を確認するための証憑類の提示をお願いする場合があります。その際は、県から関係先に検査への協力をお願いしますので、関係先への周知や照会等について協力をお願いします。

II 申請手続き等

1 手続きの流れについて 電子メール：締切日の正午まで受付
郵 送：締切日当日の消印有効

(1) 交付申請から補助金交付までの流れ



① 実施計画書（様式第1号） ➡ 2月26日（木）〆切

別紙1 富山県産原料米購入量集計表：令和7年産合計 （見込み）

別紙2 県税の納税状況の確認同意書 または 納税証明書

別紙3 製品の写真及び銀行口座の情報（例：通帳の写しなど）

② 交付申請書兼実績報告書（様式第2号） ➡ 5月20日（水）〆切

別紙1 実績報告書

別紙2 富山県産原料米購入量集計表：令和7年産合計 （実績）

※実績の根拠となる資料を必ず添付してください。

別紙3 収支予算書

③ 交付請求書（様式第3号） ➡ 6月10日（水）〆切

※様式は、市場戦略推進課のホームページからダウンロードしてください。

(2) 提出方法

- 申請書類一式を、次の提出先に電子メールまたは郵送で提出してください。

【申請書類等の提出・問い合わせ先】

富山県農林水産部市場戦略推進課 原料米補助金事務局

電話：076-444-0969（直通）

E-mail：ashijyousenryaku@pref.toyama.lg.jp

所在地：〒930-0004 富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル 11 階

※ 電子メールは〆切日の正午までに受信したもの、郵送の場合は締切日当日までの消印が押されたものを受け付けます。受け付け後、順次審査を行い、適正な申請書類と認められれば、受理となります。

- 電子メールで提出の場合は、電子メールの件名は、次の通りとしてください。
(多数受信する電子メールを、件名から該当受信 BOX へ自動で割り振る設定を行い、事務局での確認を漏れなく行うためにご協力願います。)

「原料米」 + 「提出書類の番号」 + 「事業者名」

- ① 実施計画
- ② 交付申請 兼 実績報告
- ③ 交付請求

例：

宛先 ashijyousenryaku@pref.toyama.lg.jp

CC

BCC

原料米②TOYAMA食品

原料米補助金事務局 あて

交付申請書 兼 実績報告書を提出します。

- 書類作成・印刷・送付など、申請にかかる費用は、申請者にご負担いただきます。（補助の対象にはなりません）

[留意点]

特に、②交付申請書 兼 実績報告書（様式第2号）の提出時に、根拠資料の容量が大きい、数が多いなどの理由で根拠資料をメールで送信できない場合は、別途保存先をご案内しますので、②のエクセル様式の添付と合わせて、その旨をメール本文にご記載ください。

2 提出書類について

(1) 申請書類等 (紙で提出する場合は、用紙サイズは日本産業規格 A4 判)

実施計画書 (様式第1号)

2月26日 (木) ペ切

別紙1 富山県産原料米購入量集計表: 令和7年産合計 (見込み)

別紙2 県税の納税状況の確認について または 納税証明書

別紙3 製品の写真及び銀行口座の情報 (例: 通帳の写しなど)

様式第1号

要綱第7条関係 (様式第1号)

正確に入力ください。

令和8年1月27日

富山県産原料米 購入量集計表

1 申請者の概要

事業者の名称	株式会社TOYAMA食品		
代表者役職	代表取締役		
代表者氏名	立山 一郎		
所在地	富山市新総曲輪1-7		
担当部署・氏名	総務部長 富山 花子		
電話番号	076-444-0000	FAX番号	076-444-0001
メールアドレス	*****@toyama.com		
主な製品	清酒、もち米、米菓		

2 申請見込額の算出

※費用は全て『税抜き』で記載すること。(小括印以下は切り捨てる)

① 購入金額 (円)	430,607 円	3,587,100 円	17,920,000 円	
② 玄米換算数量 (kg)	6,800 kg	8,216 kg	47,000 kg	
③ 1kgあたり費用	(①/②)	535 円/kg	437 円/kg	381 円/kg
④ 補助基準額	200 円/kg	184 円/kg	184 円/kg	
⑤ 補助対象額小計	1,500,400 円	8,648,000 円		
⑥ 補助対象額合計	11,512,800 円			
⑦ 補助対象額 × 1/2	5,756,000 円			
⑧ 交付申請予定額	(⑦ または上限500万円)	5,000,000 円		
（参考：対象となる原料米の仕入れ額×1/2）	12,566,000 円			

3 実施計画書の提出にかかる誓約事項

(誓約する場合は、□にチェックを入れてください。)

- 計画書類に記載された内容に虚偽はありません。
- 原料米価格調整対策緊急支援補助金交付要綱第2条第1項第2号に記載した「価格調整及び販路開拓にかかる経営安定化に向けた事業計画を策定します。」
- 富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらずかつ、将来にわたってもこれらに該当することはございません。

※必ずチェックを入れてください。

別紙1

(別紙1) ※「富山県産」についてのみ記載してください。

富山県産 原料米 購入量集計表

株式会社TOYAMA食品

令和7年産 合計 (見込み)

	支米換算量 (kg)	対象額 (円)
小計	61,980	25,133,600

1. 酒造好適米

番号	購入日	購入元	購入形態	購入量 (kg)	精米歩合 (%)	支米換算量 (kg)	購入金額 (円)	
①	R7.10.9	□□組合	玄米	6,000	-	6,000	3,198,000	
②	R7.10.31	○○組合	精米	159	88	180	102,600	
③	R7.12.30	△△株式会社	精米	300	50	600	330,000	
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
小計						-	6,780	3,630,600

2. もち米

番号	購入日	購入元	購入形態	購入量 (kg)	精米歩合 (%)	支米換算量 (kg)	購入金額 (円)	
①	R7.10.9	□□組合	玄米	3,000	-	3,000	1,548,000	
②	R7.10.31	○○組合	精米	1,056	88	1,200	435,000	
③	R7.12.30	△△株式会社	精米	2,000	50	4,000	1,600,000	
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
小計						-	8,200	3,583,000

3. 加工用米 (うらち)

番号	購入日	購入元	購入形態	購入量 (kg)	精米歩合 (%)	支米換算量 (kg)	購入金額 (円)	
①	R7.10.9	□□組合	玄米	20,000	-	20,000	7,660,000	
②	R7.10.31	○○組合	精米	6,160	88	7,000	2,600,000	
③	R7.12.30	△△株式会社	精米	10,000	50	20,000	7,660,000	
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
小計						-	47,000	17,920,000

注記
申請者自身が食品製造のために購入する富山県産酒好適米または加工用米について『内訳』欄に記載
ア、『購入日』は、R7.3.1～R8.3.31の期間で新規または既存取引元または新規見込日を記載
イ、『購入元』は、酒造・流通事業者、農家等の名称を記載
ウ、『購入形態』は、玄米と精米を並記
エ、『購入量』は、田畠に記載される見込みの購入量を記載 (表で記載されるものは特に記載して下さい)
オ、ウの『購入形態』に玄米と精米、小括合は、精米歩合を入力
カ、『支米換算量』が自動入力
キ、『購入金額』は、田畠に記載される見込みの購入量を税抜き金額で記載
※必要に応じ、行を追加して使用すること

・酒造好適米、もち米、加工用米
(うらち) の区分ごとに時系列で
入力

・精白、運搬、保管などの費用は、
原則として除外して記載。ただし
それらの経費が不可分のものは、
含めて記載することも可能。

・提出時点で記載できる、なるべく
確実な情報を入力ください。

別紙2

提出日時点での納税
状況を確認します。

（別紙2）

県税の納税状況の確認について

□補助計画「TOYAMA県税」は、
県税未払掛け支給金支拂金に申請するに
当たり、富山県総合県税事務所が、富山県市町村税課に封じ、
株式会社TOYAMA食品へ
富山県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

令和8年1月27日

住所（所在地） 富山市新橋町1-7
フリガナ 株式会社TOYAMA食品
氏名（名称） 代表取締役
タクシマ・イワロ
富山一部

法人番号 82300-4446000
富山県知事 新田 八朗 様

※納税状況の確認に関する事項
本回書にに基づき提出された納税状況は、富山県が実施する原科未払掛け支拂金に
対応するもので、本回書にて提出された納税状況は、富山県へ提出する原科未払掛け支拂金に
対応するものではありません。

・ 法人は
フリガナと法人番号を入力
・ 個人事業主は、
フリガナのみ入力

別紙3

米を原料とする貴社の製品の一括表示
の画像を添付（代表的なもの一点）

（別紙3）

株式会社TOYAMA食品

■ 会員登録の富山県米を原料とする商品の一括表示
※米を主たる商品を製造・販売していることを確認するため、
販売者で製造される商品の一括表示の画像を添付してください。

◎ 原材料 添加物 内容量 賞味期限 保存方法 製造者	※画像貼付
--	-------

□株式会社
富山県新橋町1-7

■ 会員登録の富山県米を原料とする商品の一括表示
※米を主たる商品を製造・販売していることを確認するため、
販売者で製造される商品の一括表示の画像を添付してください。

OO銀行 実店番号 口座番号 OO支店 123 普通 1234567 口座名義人（カナ） 【H.E】 様	※画像貼付
--	-------

■ 会員登録の富山県米を原料とする商品
※会員登録の富山県米を原料とする商品の一括表示の画像を添付してください。
（例）

株式会社OOOO
定款

（個人事業の結果・実業等届出書）

個人事業の結果・実業等届出書

※画像を添付するか
別ファイルで提出ください。

別紙2は
納税証明書で代用可能

県税の納税状況は、富山県総合県税事務所で確認可能ですが
電話でのお問い合わせにはお答えできません。
(窓口での本人確認が必要です。)

(2) 内示

受け付けた実施計画書を審査したうえで、適當と認められるときは、3月上旬に
計画の承認と補助金額の内示について、補助事業者に通知します。

3 事業の実施

補助の対象となる事業は、令和7年9月1日（月）から令和8年3月31日（火）
までに実施した事業のみです。

事業の実施には、請求書・納品書等の証憑類の作成・発行や、経費の支払いも含
まれます。

令和8年4月1日（水）以降に事業を実施したものは補助対象外となります。

※例として、納品書の日付や支払い日が令和8年4月1日（水）以降の経費は補
助対象になりません。

4 交付申請書 兼 実績報告書（補助事業の完了）

補助事業の完了後、令和8年5月20日（水）までに、5(1)の報告書類を県に提出してください。提出先アドレスで受信されるよう電子メールを送信してください。

なお、補助事業の完了とは、経費に関する支払いが完了した時点であり、全て令和8年3月31日（火）までに完了している必要があります。

(1) 報告書類

交付申請書 兼 実績報告書（様式第2号） 5月20日（水）〆切

別紙1 実績報告書

別紙2 富山県産原料米購入量集計表：令和7年産合計（実績）

※実績の根拠となる資料を必ず添付してください。

別紙3 収支予算書

様式第2号

要綱第8条関係（様式第2号）

※提出日を入力
令和8年4月10日

富山県知事 新田 八朗 様

申請者（住所）富山市新総曲輪1-7

氏名 株式会社TOYAMA食品
代表取締役 立山 一郎
(法人にあっては、主査等および代表者の氏名)

原 材料価格高騰対策緊急支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり
補助金の交付を申請します。

自動入力

原 料米価格高騰対策緊急支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり
補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請 兼 実績報告額
5,000,000円

2 添付書類
① 原料米価格高騰対策緊急支援補助金 実績計画実績（別紙1）
② 富山県産 酒造好適米および加工用米 購入量集計表（別紙2）
③ 収支予算書（別紙3）
④ 富山県の納税状況の確認に関する同意書（別紙4）
⑤ 地方消費税に準拠がないことを証明事項とする納税証明書

別紙3

※資金調達内訳を入力
(別紙3)

収支予算書

1 資金調達内訳
(単位：円)

区分	金額（円）	資金の調達先
自己資金	17,133,600	
借入金	3,000,000	〇〇銀行
補助金	5,000,000	県原料米価格高騰対策緊急支援補助金
その他	-	
合計	25,133,600	

2 資金支出内訳
(単位：円)

経費区分	予算額	支拂額	補助金額	積算根拠
原材料	25,133,600	11,512,800	5,756,000	実施計画書
補助金交付申請額算定（補助対象経費の1/2）			5,756,000	
補助金交付申請額（上限500万円、千円未満切捨）			5,000,000	

※資金調達の合計と資金支出内訳（補助事業に要する経費）は一致すること。
※「補助事業に要する経費」とは、当事業を行つてするために必要な経費を意味し、ここでは税抜きの金額を
を意味すること。
※「補助金額算定」には、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費（税抜き）を算定すること。
※「補助金交付申請額」は、「補助金額算定」のうち税額の交付を考慮する額で、「補助金額算定」の
合計に補助率を乗じた額の【千円未満は切り捨て】、かつその合計額は補助限度額以内にすること。

自動入力

別紙 1

別紙1)			
実績報告書			
1 申請者の概要			
事業者の名称	株式会社TOYAMA食品		
代表者会員	代表取締役		
代表者氏名	立山 一郎		
所在地	富山市新緑曲輪1-7		
担当部署・氏名	総務部長 富山 花子		
電話番号	077-444-0000		
メールアドレス	toyama@toyama.jp		
2 交付申請書			
自動入力			
酒造好適米	もち米	加工用米 (うるち)	
① 購入金額 (円)	3,630,600 円	3,583,000 円	17,920,000 円
② 玄米換算数量 (kg)	6,780 kg	8,200 kg	47,000 kg
③ 1kgあたり費用 (①/②)	535 円/kg	437 円/kg	381 円/kg
④ 福助基準額	200 円/kg	184 円/kg	184 円/kg
⑤ 福助対象額小計 (③×④)	1,356,000 円	1,508,800 円	8,648,000 円
⑥ 福助対象額合計			11,512,800 円
⑦ 福助対象額 × 1/2			5,756,000 円
⑧ 交付申請額	(^⑦ または上限800万円)	5,000,000 円	(^{参考: 対象となる原料米の仕入れ額×1/2} 12,566,000 円)
3 経営安定化に向けた取組み内容		※実績に記載してください。	
(1)コットン麻生地について ・〇〇工程におけるエネルギー使用量の削減に努め、無駄なエネルギー消費を削減する。 ・部品の精米歩合を〇%から〇%に変更し、原料米の調達コストを削減する。			
(2)商取引動向について ・令和7年米を使用した清酒の販売価格は、〇%より特定名酒で〇%、普通酒で〇%値上げする。 ・また、今後3ヵ月かけて全銘柄の販売価格を〇%値上げする。			
(3)販売拡大について ・富山県産米である〇〇を使用した高付加価値の清酒を開発・販売を行う。また、〇〇農家との共同開発により、特別な風味を持つ季節限定品を販売し、地元ブランドのプレミアム感を演出する。 これにより、他社との差別化を図り、消費者に対して独自の価値を提供する。 ・株式会社〇〇の提携により、商品開発・販売サービス「〇〇」をリースする。高品質、高価格のオリジナル商品のみを少数精銳でラインアップし、インターネットを通じて販売し、日本酒の市場価値向上を図る。			

※経営安定化に向けた取組内容を
できるだけ詳しく記載

(2) 経費支出の証拠書類について

- 補助対象調達期間（令和7年9月1日から令和8年3月31日までの期間）内の支払い及び取得が確認できる書類であって、次の確認事項の記載があるものが必要です。

確認事項	支払い書類	取得（納品）書類
ア. 令和7年産米であること		同左
イ. 富山県産米であること		同左
ウ. 酒造好適米、もち米、加工用米 (うるち) であること		同左
エ. 仕入れ元		同左
オ. 購入量		オ. 取得（納品）量
カ. 支払い日		カ. 取得（納品）日
キ. 支払い金額		—

いずれの書類も、「補助事業者名」がわかるものを添付してください。（通称や担当者名では無効となります。）

可能な限り、補助対象となる原料だけの支払い・受領の証拠書類を提出いただきたいが、やむを得ず、他の原材料と同一の証拠書類となる場合は、補助対象経費が特定できるよう、該当箇所にマーキングを行う、補足資料を提出するなど、補助対象経費が特定できる様に情報を追加してください。

別紙 2

※「富山県産」についてのみ記載してください。

別紙2)		富山県産 原料米 購入量	
		株式会社TOYAMA食品	
令和7年産 合計（実績）			
		玄米換算数量 (kg)	対象購入額 (円)
		61,980	25,133,600
1. 酒造好適米			
番号	納品日	支払日	購入元
1	R7.10.9	R7.10.30	□□組合
2	R7.10.31	R7.10.31	○○組合
3	R7.12.30	R8.1.30	△△株式会社
4	0	0	玄米
5	0	0	精米
6	0	0	精米
7	0	0	精米
8	0	0	精米
小計			6,780 3,630,600
2. もち米			
番号	納品日	支払日	購入元
1	R7.10.9	R7.9.30	□□組合
2	R7.10.31	R7.10.31	○○組合
3	R7.12.30	R7.12.15	△△株式会社
4	0	0	玄米
5	0	0	精米
6	0	0	精米
7	0	0	精米
8	0	0	精米
小計			8,200 3,583,000
3. 加工用米 (うるち)			
番号	納品日	支払日	購入元
1	R7.10.9	R8.1.30	□□組合
2	R7.10.31	R8.1.15	○○組合
3	R7.12.30	R7.12.15	△△株式会社
4	0	0	玄米
5	0	0	精米
6	0	0	精米
7	0	0	精米
8	0	0	精米
小計			47,000 17,920,000

※譲者自身が商品製造の際に購入する富山県産酒造用米または加工用米について記載

ア. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

ノ. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で購入した日または商品見込日を記載

■ 支払い書類

① 請求書等

対象となる玄米または精米であること（「令和7年産」、「富山県産米」、「酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）」）がわかるものであって、その「仕入れ元」、「購入量」、「購入金額（税抜）」がわかる請求書等の証拠書類を添付してください。

（例）請求書・請求日が確認できる、請求を受けた際のファクシミリ又は電子メール・請求履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合も必要です。）等

請 求 書																																																																																
1 / 1 頁																																																																																
*****株式会社																																																																																
株式会社 TOYAMA 食品 様																																																																																
<p>毎度、格別のお引き立てに預かりありがとうございます。 下記のとおりご請求申しあげます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">合計税抜金額</td> <td style="width: 33%;">合計消費税額</td> <td style="width: 34%;">合計請求額</td> </tr> <tr> <td>330,000.</td> <td>26,400</td> <td>356,400</td> </tr> <tr> <td>締切日</td> <td>発行日</td> <td>御決済期日</td> </tr> <tr> <td>25/11/30</td> <td>25/12/02</td> <td>25/12/10</td> </tr> </table> <p>下記の取引銀行口座にお振込お願い申しあげます。 振込口座： 銀行 支店 (普) NO. :</p> <p>口座名義：*****株式会社</p> <p style="text-align: right;">※印：軽減税率対象 消費税率 摘要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>取引区分</th> <th>商品名</th> <th>歩合</th> <th>数量(精米重量)</th> <th>搬出場所</th> <th>単価</th> <th>税抜金額</th> <th>消費税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25/11/27</td> <td>売上</td> <td>7年産 富山県産 加工用米</td> <td>50.00</td> <td>300</td> <td></td> <td>1,100</td> <td>330,000</td> <td>8.00%※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[備考] 富山コシヒカリ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>330,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">【納品先計 株式会社 TOYAMA 食品】</td> </tr> <tr> <td colspan="9">【請求計】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[税率計]</td> <td>税抜金額</td> <td>消費税額</td> <td>税込金額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">軽減税率</td> <td>330,000</td> <td>26,400</td> <td>356,400</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>						合計税抜金額	合計消費税額	合計請求額	330,000.	26,400	356,400	締切日	発行日	御決済期日	25/11/30	25/12/02	25/12/10	日付	取引区分	商品名	歩合	数量(精米重量)	搬出場所	単価	税抜金額	消費税率	25/11/27	売上	7年産 富山県産 加工用米	50.00	300		1,100	330,000	8.00%※	[備考] 富山コシヒカリ							330,000		【納品先計 株式会社 TOYAMA 食品】									【請求計】									[税率計]			税抜金額	消費税額	税込金額				軽減税率			330,000	26,400	356,400			
合計税抜金額	合計消費税額	合計請求額																																																																														
330,000.	26,400	356,400																																																																														
締切日	発行日	御決済期日																																																																														
25/11/30	25/12/02	25/12/10																																																																														
日付	取引区分	商品名	歩合	数量(精米重量)	搬出場所	単価	税抜金額	消費税率																																																																								
25/11/27	売上	7年産 富山県産 加工用米	50.00	300		1,100	330,000	8.00%※																																																																								
[備考] 富山コシヒカリ							330,000																																																																									
【納品先計 株式会社 TOYAMA 食品】																																																																																
【請求計】																																																																																
[税率計]			税抜金額	消費税額	税込金額																																																																											
軽減税率			330,000	26,400	356,400																																																																											

※この根拠資料として

(別紙2) ※「富山県産」についてのみ記載してください。								
富山県産 原料米 購入量算計表								
株式会社TOYAMA食品								
合計 7年産 合計 (実績)								
支米換算数量 (kg) 対合購入額 (円)								
61,980 25,133,600								
1. 酒造好適米								
番号	納品日	支払日	購入元	購入形態	購入量 (kg)	精米歩合 (%)	玄米換算数量 (kg)	購入金額 (円)
1	R7.10.9	R7.10.30	□□組合	玄米	6,000	-	6,000	3,198,000
2	R7.10.31	R7.10.31	○○組合	精米	159	88	180	102,600
3	R7.12.30	R8.1.30	△△株式会社	精米	300	50	600	330,000
小計						-	6,780	3,630,600
合計								

② 領収書等（支払を証明する書類）

本補助事業の対象として申請対象となる玄米または精米購入の「支払日」、「支払い金額」、「支払い相手」がわかる資料（手形、小切手、相殺払い等は認めません。）を添付してください。

※補助事業者の支払いが事業実施対象期間内でないと、補助対象として認められません。（例えば、口座引落の場合、口座から引き落とされた日が、令和8年4月2日など事業実施対象期間を越えている支払については、全額補助対象外となりますので、ご注意ください。）

ア 銀行振込

実績報告の際に、以下のいずれかの証拠書類を提出してください。

- ・銀行振込明細書〔ご利用明細〕（写し）
- ・振込金受取書（写し）
- ・通帳の該当ページ（写し）
- ・ネットバンキングの記録のプリントアウト 等

イ 現金払い

- ・領収書又はレシート

※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。見積書及び納品書で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

ウ クレジットカード（1回払いのみ可）

以下、（ア）～（ウ）の全ての書類を提出してください。

（ア） 領収証（法人の場合は宛名が法人名のもの、クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。）

※クレジット払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付してください。

※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。見積書及び納品書で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

※インターネットでの注文の場合は、クレジット払いであることが確認できる注文画面や決済画面のプリントアウト

（イ） カード会社発行の「カードご利用代金明細書」

※インターネットからダウンロードした明細を印刷したものでも構いません。

※補助対象経費の金額と利用額の合計が分かる箇所を提出ください。

※他の書類と同様に、必ず実績報告書提出期日までに提出しなければなりません。カード会社からの郵送が月末になる場合などはご注意ください。

（ウ） クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※口座からの引き落とし（支払日）が事業実施期間内に完了している必要があります。

■ 取得書類

③ 納品書等

本補助事業の対象として申請対象となる玄米または精米の米穀の取得を確認できる納品書等の証拠書類を添付してください。

請求書の例を参考に、「令和7年産」、「富山県産米」、「酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）であること」、「仕入れ元」、「購入量」、「取得日」がわかるもとしてください。

（例）納品書

【確認ポイント】

- 補助事業は、令和8年3月31日までの間に実施してください。
- 補助対象外の経費との混合払いは行わないこと。やむを得ず、混合払いをした場合は、対象経費が特定できるよう、該当箇所にマーキング等を行い、補助対象経費以外の支払関係書類と併せて提出してください。
- 他の取引と相殺して支払いを行ったものは補助対象となりません。
- 事業内容の変更、事業の中止などを行う場合は、手続きが必要となりますので、あらかじめ県に相談してください。

（3）交付決定 兼 額の確定

受け付けた交付申請書 兼 実績報告書を審査し、5月末から6月上旬に、交付決定について、額の確定を兼ねて通知します。

5 補助金の交付

実績報告書類の審査により、補助事業が適正に行われたことを確認できた場合のみ、補助金を交付します（補助金の交付は、適正な補助事業実績報告書等の受理後3週間程度を予定しています。）。補助金請求書（様式第3号）に記載の口座にお振り込みいたします。

交付請求書

令和8年6月10日（水）〆切

要綱第9条関係（様式第3号）		令和8年6月1日
富山県知事 新田 八朗 検		
申請者 住所 富山市新緑曲輪1-7		
氏名 株式会社TOYAMA食品		
代表取締役 代表取締役 立山 一郎		
原料米価格調整特別緊急支給補助金 交付請求書（概算払、精算払）		
令和8年5月25日 交付富山県知事 市推 第 〇〇〇 号で交付決定（額の確定） の通知があった補助金を交付されるより富山県補助金等交付規則第18条の規定により 請求します。		
今回請求額	5,000,000 円	
*振込口座：	●● 銀行 〇〇〇〇 支店 普通	当座
口座番号	0000000	
口座名義人（カナ）	（株）TOYAMA食品	
銀行責任者	代表取締役 立山 一郎	
担当者	経理部長 富山 花子	
連絡先	076-444-0000	

※内示の通知などをもとに入力

III その他留意事項

1 事業の変更・中止

交付決定のあとに補助事業内容を変更する場合や、補助事業の実施後、事業を取りやめる（廃止する）場合は、あらかじめ県へお問い合わせください。別途お示しする中止（廃止）承認申請書を県へ提出し、承認を受けることが必要となる場合があります。

2 補助金の不正行為に対する処分について

補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ア 偽り、その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- イ 補助金等を他の用途に使用したとき、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示及び命令に違反したとき。
- ウ 富山県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に該当する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係である者。

3 検査

補助事業の進捗状況確認や補助金使用経費に係る総勘定元帳等の検査のため、富山県が補助事業実施対象期間中及び完了後に実地検査に伺う場合があります。

また、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した補助事業であるため、補助事業完了後に会計検査院の実地検査の対象となる場合があります。この場合は、検査に協力するとともに、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた時には、これに従わなければなりません。

4 補助事業者の義務

補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保存してください。